

都市と森をつなぐ環境事業 の推進に関する協定書

さいたま市（以下「甲」という。）、秩父市（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉（以下「丙」という。）は、都市と森をつなぐ環境事業の推進に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携、協力して、荒川を通じた流域交流を軸とし、都市と森をつなぐ地域主導型の再生可能エネルギーを始めとする環境事業を推進することにより、地域間交流の活性化を図り持続可能な発展する地域社会の構築を目的とする。

（推進方法）

第2条 甲、乙及び丙は、都市と森をつなぐ環境事業推進協議会（以下「協議会」という。）に参画し、環境事業化に向けて事業方針や資金調達の仕組み等について検討し、環境事業化を推進する。

（甲、乙及び丙の責務）

第3条 甲、乙及び丙は別に定める協議会規約に則って、具体的な事業モデルの立ち上げを支援、協力し、成果を地域に発信するものとする。

2 甲及び乙は、事業モデルの立ち上げを円滑に推進するため、各地域の市民、事業者及び各種団体等と連携するものとする。

3 丙は、協議会事務局として、事業化の企画立案並びに甲及び乙地域間のコーディネートを行い、事業全体を総括するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成30年3月31日とする。ただし、有効期間については、甲、乙及び丙の3者で協議し延長することができる。

（協議事項）

第5条 本協定の条項の解釈について疑義が生じた場合、本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議して定める。

本協定の成立の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙3者署名の上、各1通を保有する。

平成27年3月18日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

清野秀人

埼玉県秩父市熊木町8番15号

乙 秩父市

秩父市長

久喜邦康

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号

埼玉県浦和合同庁舎3階

丙 特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉

代表理事

江田元之